第１号様式の４（第４条関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 計画認定申請 | 　 |
| 手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項の規定による申請） |
| １　申請の対象とする範囲 | 建築物全体（複数建築物の認定） |
| ２　計画の評価方法　（該当する□にレを記入） | 非住宅部分：□　モデル建物法　　　□　標準入力法等 |
| ３　手数料額の計算 |
| 　 |  | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| 申請建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く。 | m2 | 別表第一の三　三の(一)の(２)のイの(ア)円(a) | 別表第一の三　三の(二)の(２)のイの(ア)円(A) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第一の三　三の(一)の(２)のイの(イ)円(b) | 別表第一の三　三の(二)の(２)のイの(イ)円(B) |
| 合計 | m2 | (a)＋(b)円 | (A)＋(B)円 |
| 他の建築物 | 合計 | m2 | (c)円 | (C)円 |
| 　　　　　　　　　　　　合計　　　　　　　　　　　　　 円（注意）　１　「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。　２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。　３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。　４　金額(c) 及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。　５　本様式に別紙を添付すること。 |

（日本産業規格Ａ列４番）

別紙

|  |
| --- |
| 手数料額計算書（他の建築物） |
| 手数料額の計算 |
| 　 |  | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| 他の建築物　 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く。 | m2 | 別表第一の三　三の(一)の(２)のイの(ア)円(a) | 別表第一の三　三の(二)の(２)のイの(ア)円(A) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第一の三　三の(一)の(２)のイの(イ)円(b) | 別表第一の三　三の(二)の(２)のイの(イ)円(B) |
| 小計 | m2 | (a)＋(b)円 | (A)＋(B)円 |
| 他の建築物　 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く。 | m2 | 別表第一の三　三の(一)の(２)のイの(ア)円(a) | 別表第一の三　三の(二)の(２)のイの(ア)円(A) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第一の三　三の(一)の(２)のイの(イ)円(b) | 別表第一の三　三の(二)の(２)のイの(イ)円(B) |
| 小計 | m2 | (a)＋(b)円 | (A)＋(B)円 |
|  | 他の建築物　 （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く。 | m2 | 別表第一の三　三の(一)の(２)のイの(ア)円(a) | 別表第一の三　三の(二)の(２)のイの(ア)円(A) |  |
|  | 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第一の三　三の(一)の(２)のイの(イ)円(b) | 別表第一の三　三の(二)の(２)のイの(イ)円(B) |  |
|  | 小計 | m2 | (a)＋(b)円 | (A)＋(B)円 |  |
|  | 他の建築物 | 合計 | 円(c) | 円(C) |  |
| （注意）　１　「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。　２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。　３　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。 |

（日本産業規格Ａ列４番）